



# 衆議院憲法調査会ニュース

H12.12.22 Vol.7

— 第150回(臨時)国会(閉会后) — 発行: 衆議院憲法調査会事務局

## 12月21日に、第7回の憲法調査会(通算19回目)が開かれました。

### 日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)

標記を議題として、以下の参考人からの意見聴取とそれに対する質疑が行われました。

また、質疑終了後、中山会長からこの一年を振り返り返っての挨拶がありました(3ページ参照)。

#### 参考人

村上 陽一郎君  
(国際基督教大学教養学部教授)

#### 質疑者

中山 太郎会長  
水野 賢一君(自民) 島 聡君(民主)  
斉藤 鉄夫君(公明) 塩田 晋君(自由)  
春名 真章君(共産) 保坂 展人君(社民)  
近藤 基彦君(21クラブ) 小池百合子君(保守)

参考人の意見陳述の要旨及び参考人に対する質疑の概要は、それぞれ以下のとおりです。

### 村上陽一郎参考人の意見陳述の要旨

はじめに

私は、知的な営みである「科学」とそうではない「技術、工学」という二つの概念を峻別する立場から、意見を申し述べたい。

#### 1. 近代日本における科学・技術

- ・19世紀後半、日本は、欧米と歩調を合わせる形で大学に理学部を設け、科学を制度化したのみならず、欧米に先んじる形で技術、工学を大学教育に取り入れた。
- ・日本は、欧米のように技術、工学に対する偏見を持たず、過去150年間、これを国家建設の柱としてきた。

#### 2. 現代世界における科学研究の変化

- ・第二次世界大戦中からその直後にかけて、国家が科学研究の成果を軍事目的などに"exploit(搾取)"する現象が生じ、もともと技術とは無関係であった科学が、技術に接近し始めた。
- ・研究者の好奇心を抛り所に進められてきた科学研究と異なり、国家や企業から与えられた使命を達成する科学研究の成果は、社会の成員の生から死までのすべての局面に影響を与えることとなった。

#### 3. 科学・技術の観点から21世紀日本の社会が目

指すべき方向

- ・教育における文科系と理科系の分類を改め、人間や社会に対する洞察力と、科学や技術の可能性や本質についての洞察力の双方を養うようにすべきである。
- ・社会に浸透する科学や技術の成果に関し十分な情報を公衆に開示することによって、社会の成員が自己の意思で判断・行動するに当たってその基礎となる情報が常に十分に提供される「情報社会」を目指すべきである。
- ・生命科学の進展にかんがみ、ドイツ基本法のように、憲法において、人間の尊厳の不可侵性を国家理念として基本的人権の前に規定すべきである。
- ・知に対する喜びを求める科学研究と社会や国家から請け負った使命を達成する科学研究を区別し、その双方に対して十分な配慮をするべきである。その際、従来から技術に対する配慮が厚かった日本においては、前者の科学研究を重視するべきである。

### ◎各委員からの質疑事項

#### 中山 太郎会長

- ・20世紀において科学技術の進歩はさまざまな形で人類社会に影響を及ぼしたが、その中で人類が受けた恩恵とはどのようなものか。また、科学技術の進歩が未来の人類にもたらす影響はどのようなものか。さらに、科学技術の進歩による負の側面とそれへの対応をいかに考えるか。
- ・科学技術と人類の安全の関係、人間の尊厳と学問の自由の関係をいかに考えるか。また、生命科学の進展に伴う社会の価値観の変化を、国家がどこまで規制できると考えるか。さらに、国際社会に対し科学技術的側面において日本が負うべき責務とは、どのようなものか。
- ・我が国の新しい教育制度は、いかにあるべきか。

#### 水野 賢一君(自民)

- ・参考人は、現在の科学技術庁をどのように評価しているか。また、来年の初頭に行われる省庁再編により発足する文部科学省に対してどのような期待をしているか。
- ・21世紀において政府は、科学技術のどのような分野に重点を置くべきと考えるか。
- ・地球環境を保護していくためには、環境保護に関する科学技術研究の推進と現代の文化の質的転換が必要だということであるが、科学技術によって解決し得る環境保護の分野とは何か。

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_main.nsf/html/index\\_kenpou.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm)

- ・21世紀の科学技術発展のため、現行の法体系で改めるべき点はあるか。また、科学技術の濫用防止のためには、どのような規制が必要であるか考えるか。

### 島 聡君(民主)

- ・「環境権」を「人間を含むすべての生命にとっての権利」として憲法に規定すべきと考えるが、いかがか。
- ・スイス憲法には「人間は、これを生殖医学及び遺伝子技術の濫用から保護する」と規定されているが、この場合の「濫用」として、どのようなことが予想されるか。
- ・「知る権利」についても憲法に明文の規定を設けるべきであるか考えるが、その場合、「知る権利」と秘密保護の関係をどのように規定すべきと考えるか。

### 斉 藤 鉄 夫君(公明)

- ・我が国では、欧米諸国のように技術や工学に対する偏見が持たれてこなかったことについて、その文化的背景は何か。また、それにもかかわらず、技術者が優遇されていないのはなぜか。
- ・科学技術の進歩と国力増進との関係について、参考人は、どう考えるか。
- ・科学技術分野の研究開発に対する評価は、どのように行われるべきと考えるか。

### 塩 田 晋君(自由)

- ・我が国の大学教育や公務員制度においては、文科系と理科系がはっきりと区別され、固定化されているが、参考人は、これをどう評価しているか。
- ・文科系・理科系の枠を超えた総合的な教育の進め方は、どうあるべきと考えるか。

### 春 名 真 章君(共産)

- ・科学研究及び技術開発は平和目的のものに限定すべきであるかと思うが、いかがか。
- ・現憲法の平和主義は科学技術の平和利用原則を根拠づけるものとして重要であり、21世紀の科学技術の進むべき方向を示しているかと思うが、いかがか。

### 保 坂 展 人君(社民)

- ・現憲法が戦後の科学技術の発展のために果たした役割は何か。
- ・教育現場において過剰な調和精神が植え付けられている日本では、知的好奇心を発揮し、周囲の批判に屈せず独自の研究を重んじる若い研究者が育ちにくいのではないか。
- ・交通事故や医薬副作用の原因究明等、人の安全に関する科学技術研究の必要性について参考人の所見を伺いたい。

### 近 藤 基 彦君(21クラブ)

- ・東京大学が、欧米の大学に遅れることなく、設立当時から理学部を設置するに至った理由は何

か。また、当時そこでなされた研究はどのようなものであったか。

- ・日本の科学研究は伝統的に基礎研究が弱いと思うが、今後重要となる環境問題に関しては基礎研究こそ重要ではないか。
- ・高校2年生の段階で文科系又は理科系に進路が分かれる現在の教育システムについてどう考えるか。

### 小 池 百合子君(保守)

- ・省庁再編により文部省と科学技術庁が文部科学省に統合されることは、どのような効果をもたらすか。
- ・基礎分野の研究を担う国立の研究所の今後の在り方についてどう考えるか。
- ・日本の科学界は、学閥、派閥等にとらわれていると思うが、いかがか。

## 憲法調査会の今後の予定

現在、確定している調査の日程は、以下のとおりです。  
日本国憲法に関する件(21世紀の日本のあるべき姿)

日付	開会時刻	参 考 人
H13. 2.8 (木)	午前 9:00	岩手県立大学長 西澤潤一君
	午後 2:00	東京大学教授 高橋進君

注:諸般の事情により変更となる場合があります。

## 衆議院憲法調査会ホームページ

衆議院憲法調査会は、衆議院のホームページに独自のサイトを設けております。

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_main.nsf/html/index\\_kenpou.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm)

憲法調査会の会議録は、衆議院及び国立国会図書館のホームページで公開しております。

《衆議院会議録議事情報》

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_main.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

《国立国会図書館》

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

憲法調査会の審議は、インターネットを利用して中継を致しております。

<http://www.shugiintv.go.jp/>

なお、英文ホームページにもサイトがあります。

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_main.nsf/html/index\\_e\\_kenpou.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_e_kenpou.htm)

## 「憲法のひろば」について

憲法について広く国民の意見を聴く窓口として、本年2月に開設した「憲法のひろば」に寄せられている意見の内訳は、以下のとおりとなっています。

◎受付意見総数：758件（12/21現在）

◎媒体別内訳

葉書	433	封書	158
FAX	81	E-mail	86

◎分野別内訳

前文	25	天皇	41
戦争放棄	470	権利・義務	43
国会	23	内閣	22
司法	6	財政	8
地方自治	8	改正規定	6
最高法規	6	その他	450

複数の分野にわたる意見も寄せられておりますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03-3581-5875  
E-mail kenpou@shugiin.go.jp  
郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1-7-1  
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

## 衆議院憲法調査会 この一年

12月21日の質疑終了後、中山会長から以下のような、この一年を振り返っての挨拶がありました。

この際、一言ご挨拶申し上げます。

本日をもって年内の憲法調査会は最後となります。そこで、本年中の調査会の活動につき、改めてその経過を御報告いたしたいと存じます。

本調査会は、去る1月20日、第147回国会の召集とともに設置され、当日、第1回目として会長と幹事の互選が行われました。

次いで、2月17日に、各会派の委員6名より、憲法調査会の調査を開始するに当たっての意見を聴取した後、2月24日から4月20日まで5回にわたり、日本国憲法の制定経緯について10人の参考人より意見の聴取をし、質疑を行いました。その上で、5月11日には、日本国憲法の制定経緯について締めくくりとして、委員間の自由討議を行いました。

これらの議論を通じて、日本国憲法の制定経緯については、それぞれの立場の違いによる評価は別といたしましても、各会派とも、客観的な事実

に関する共通の認識を持たれたものと存じます。

また、この間の4月27日には、衆参に憲法調査会が設置されてから初めて迎える憲法記念日に向けて委員各位の自由な意見の表明を聴取いたしましたし、さらに5月25日には、日本国憲法制定以来今日に至るまでの憲法の歩みを違憲判決を通じて検証するため、戦後の主な違憲判決について最高裁判所事務総局より説明を聴取した上で、質疑を行いました。

その後、第42回総選挙を挟みまして、第148回特別会では、7月5日に会長と幹事の互選が行われました。次いで、第149回臨時会の8月3日には、総選挙後新たに委員になられた方の意見もお聴きするため、改めて、今後の憲法調査会の進め方について委員間の自由討議を行いました。当日、自由な意見表明が行われた委員の延べ人数は、20人であります。

第150回臨時会に入った9月28日からは、21世紀の日本のあるべき姿について参考人から意見を聴取し、質疑を行ってまいりました。

21世紀の日本のあるべき姿についての参考人の意見聴取及び質疑は、9月28日、10月12日、10月26日、11月9日、11月30日、12月7日及び本日の7回であり、お招きした参考人は12名、また、質疑が行われた委員の延べ人数は私も含め88人であります。

12人の参考人の主な発言の論点としては、  
一、21世紀の世界の変化及びそれに伴って起こる国家の役割の変化とは、どういうものか  
一、世界に対して日本はどのような責務を果たさなければならないか、そのために日本人はどういうことを考え、実行しなければならないか  
一、日本の政治や社会はどのように変わらなければならないか  
一、今述べた諸問題に関し、憲法がどうかかわってくるのか、あるいは憲法はどうあるべきかなど、が挙げられますが、実に多岐にわたる論点について活発な質疑が繰り広げられました。

本日までの調査会において、発言をした委員の延べ人数は260人、お招きした参考人の人数は22人、最高裁職員2人、調査会の総開会時間は、75時間を超えております。

なお、9月10日から19日までの間、衆議院から欧州各国憲法調査議員団が派遣され、ドイツ、フィンランド、スイス、イタリア、フランスの欧州各国の憲法事情について調査してまいりました。その調査の内容につきましては、去る9月28日の調査会においてその概要をご報告し、また11月9日の調査会で配布いたしました衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書のとおりであります。本報告書は、大学、マスコミその他の関係者からかなり注目されているところです。

加えて、本憲法調査会では、今国会から国民各層に対する広報活動の一環として、「衆議院憲法調査会ニュース」を発行し、ファックス、メールで現在1000人を超える方にお送りするとともに、傍

憲法調査会は、毎月2回程度、衆議院第18委員室にて開会されています。(木曜日定例)

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_main.nsf/html/index\\_kenpou.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index_kenpou.htm)

聴に見えた方にもお渡しするなどして、情報公開に努めておるところであります。

今後とも、「憲法は国民のものである」との認識の下、かつ、人権の尊重、主権在民、再び侵略国家とはならぬという原則を堅持して、世界の平和を守るために国連加盟国として我が国が果たす役割、国家危機管理のあり方、情報化社会における個人のプライバシー保護の問題、生命倫理の問題、地球環境問題への対応、男女共同参画社会のあり方など山積する諸問題に 21 世紀の日本がいかに対応するべきかを求めて、憲法に関する広範かつ総合的調査活動が新世紀においてもなされるべきものと信じます。

最後に、本日までの調査会において、幹事、オブザーバーの方々、そして委員各位の御指導と御協力により、公平かつ円滑な運営ができましたことに厚くお礼を申し上げて、今世紀最後の調査会を、閉会といたしたいと存じます。

**衆議院憲法調査会この一年(付録)**  
— 調査内容、参考人等一覧 —

1. 各回ごとの主な内容

国会	回次	日付	主な内容
147	1	1.20	会長及び幹事の互選
	2	2.17	各会派所属委員からの意見表明
	3	2.24	日本国憲法の制定経緯
	4	3.9	
	5	3.23	
	6	4.6	
	7	4.20	
	8	4.27	憲法記念日を迎えるに当たっての自由討議
	9	5.11	日本国憲法の制定経緯についての自由討議
	10	5.25	戦後の主な違憲判決
148	11	7.5	会長及び幹事の互選
149	12	8.3	今後の憲法調査会の進め方についての自由討議
150	13	9.28	21世紀の日本のあるべき姿
	14	10.12	
	15	10.26	
	16	11.9	
	17	11.30	
	18	12.7	
	19	12.21	

2. 参考人等一覧

○日本国憲法の制定経緯(第3～7回)

回次 日付	参 考 人
3 2.24	駒澤大学法学部教授・駒澤大学 大学院法学研究科委員長 西 修君
	日本大学法学部教授 青山 武憲君
4 3.9	獨協大学法学部教授 古関 彰一君
	広島大学総合科学部助教授 村田 晃嗣君

5 3.23	名古屋大学名誉教授	長谷川正安君
	香川大学法学部教授	高橋 正俊君
6 4.6	東京大学法学部教授	北岡 伸一君
	筑波大学社会科学系教授	進藤 榮一君
7 4.20	神戸大学大学院法学研究科教授	五百旗頭真君
	横浜国立大学大学院国際社 会科学研究科教授	天川 晃君

○戦後の主な違憲判決(第10回)

回次 日付	最高裁判所からの出席者	
10 5.25	最高裁判所事務総局総務局長	中山 隆夫君
	同行政局長	千葉 勝美君

○21世紀の日本のあるべき姿(第13～19回)

回次 日付	参 考 人	
13 9.28	東京大学大学院情報学環教授	田中 明彦君
	作家	小田 実君
14 10.12	作家・日本財団会長	曾野 綾子君
	日本大学大学院総合社会 情報研究科教授	近藤 大博君
15 10.26	財団法人国際東アジア研 究センター所長	市村 真一君
16 11.9	東京大学教授	佐々木 毅君
	南山大学教授・法学博士	小林 武君
17 11.30	東京都知事	石原慎太郎君
	ジャーナリスト	櫻井よしこ君
18 12.7	評論家・麗澤大学教授	松本 健一君
	上智大学教授	渡部 昇一君
19 12.21	国際基督教大学教養学部 教授	村上陽一郎君

3. 各回の延べ発言者数及び開会時間一覧

回次	日付	発言者数	開会時間
1	1.20	—	0h05
2	2.17	6	0h31
3	2.24	14	5h03
4	3.9	12	5h41
5	3.23	12	5h52
6	4.6	12	5h48
7	4.20	14	5h43
8	4.27	34	3h02
9	5.11	39	3h27
10	5.25	8	2h04
11	7.5	—	0h05
12	8.3	21	1h47
13	9.28	16	6h26
14	10.12	8	4h38
15	10.26	8	3h05
16	11.9	15	6h18
17	11.30	16	5h24
18	12.7	16	6h37
19	12.21	9	3h25
合 計		260	75h01

※議事進行等の発言は除く。

4 ※ 「憲法調査会ニュース」は、電子メールを用いたメールマガジン方式によっても配信が可能です。電子メールによる配信をご希望の場合、下記アドレスに「配信希望」の旨をご連絡下さい。  
[kenpou@shugin.go.jp](mailto:kenpou@shugin.go.jp)